

質問書に対する回答

件名)首都圏中央連絡自動車道 牛久高架橋(下部工)工事

No.	質問箇所	質問事項	質問回答
1	特記仕様書 P9 16-4	特記仕様書「16-4転倒防止に関する事項」(1)項に記載の地盤及び地耐力の確認の結果、地耐力不足による改良等を要する場合の費用は(3)項に記載がある「…これに要する費用については、監督員と受注者とで協議し定めるものとする。」となるとの解釈でよろしいでしょうか。ご教示願います。	そのとおりお考えください。
2	技術提案書	技術提案について、借地部や各施設等管理者及び関係企業に関わることで協議が必要となる提案は評価対象とならないとの解釈でよろしいでしょうか。ご教示願います。	評価の対象となるか否かについてはお答えできませんので、貴社でご判断のうえ、提案ください。
3	技術提案書	技術提案について、上記の協議には監督員との履行確認方法等の協議は含まないとの解釈でよろしいでしょうか。ご教示願います。	貴社でご判断のうえ、提案ください。